

〈論 文〉

地域分散型・地域主導型エネルギーシステムとその担い手 ——社会的企業（social enterprise）論からの考察——

宮 永 健太郎*

I はじめに

1 問題意識と本稿の目的

日本において、どうすれば再生可能エネルギー（以下「再エネ」と略）の普及・拡大を図り、それをエネルギー自治や地域再生につなげていくことができるのか。そして、どうすれば持続可能（sustainable）な地域社会を実現できるのか。それは、自然面での障壁や技術的な障壁に加え、社会経済的障壁や制度的障壁をいかに克服できるかにかかっている。

もちろん「社会経済的障壁や制度的障壁」と一口に言っても、具体的なテーマは多岐にわたる。本稿で考えてみたいのは、「事業の担い手を見いだすことができるかどうか」「地域で合意形成がうまくいくかどうか」「人々の協力関係を構築できるか」といった“ソフト面の課題”（諸富 [2013c]）である。とりわけ、以下2つのテーマに焦点を当てていく。

第1のテーマは、再エネの普及・拡大やエネルギー自治、地域再生のプロセスの一端を担う、組織主体の問題である。

従来型のエネルギーシステムを主導してきたのは、巨大発電事業者と中央政府という2つのアクターであった。一方それとは対照的に、地域分散型エネルギーである再エネが普及・拡大していくプロセスは、それ以外のさまざまなアクターに主体的な活動の場が創出されていくプロセスでもある。あるいは再エネ発電事業に目を向ければ、固定価格買取（FIT）制度の導入を期に、事業ファイナンスの主要な形態が補助金・寄付型（非市場型）から出資・融資型（市場型）へと本格的に移行しつつある（e.g. 寺林 [2013]）。こうした状況下でとりわけ注目されているのが、企業（ビジネス）の役割であろう。

だが重要なのは、“企業”と言った場合の、その具体的な姿である。いわゆるメガソーラー事業の大半は、地域外の大企業がその担い手となっているのが実情である。そのため、事業のイニシアティブも収益による恩恵もその地域と切り離される一方で、生活環境や地域資源に係るリスクのみが地域の側に押し付けられる、という構造を持つことから、しばしば「植民地型開発」と揶揄されている。したがってエネルギー自治や地域再生の推進を見据えた場合、企業やその事業には、単に地域分散型というだけでなく、地域主導型であることも求められる。

こうした状況を意識しつつ、本稿は「地域分散型・地域主導型のエネルギーシステムやその移行プロセスを担う主体は、そもそもどのような組織なのか」「その主体に備わるべき条件とは何なのか」といった問題を扱っていく。

* 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター主任研究員

第2のテーマは、その組織主体の経営のあり方の問題である。

メガソーラー事業における「利益は中央・リスクは地方」という非対称な構図の背後には、発電事業者を中心とする諸組織の行動原理の存在がある。したがって、どうすれば地域やコミュニティは組織の意思決定に関わり、それを組織の行動に反映させることができるのか、そしてどうすれば「事業性と地域共同利益を一致させる」(植田 [2015] p. 312) ことができるのかが、問われなければならない¹⁾。

そのような認識のもと、本稿は「地域分散型・地域主導型エネルギーシステムと親和的な組織主体の行動原理とは何か」「その行動原理は、いかなる意思決定構造を基礎としているのか」といった問題について考察を加える。

以上、本稿が扱う2つのテーマについて見てきた。本稿の目的は、それらを「社会的企業 (social enterprise)」という視角から検討することである。そして、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムとその担い手の問題に関して、新たな学術的・実践的知見を生み出すことを試みたい。

2 分析視角としての「社会的企業」

社会的企業に関する議論は、後の節で本格的に展開するため、ここではさしあたり簡単な導入にとどめておこう。

内閣府の推計によると、平成26年時点で、日本に社会的企業は全部で20.5万社あったという(内閣府 [2015])²⁾。だがその数字自体は、本稿の関心からすれば、どちらかという二義的意味しか持たない。より重要なのは、推計に用いられた調査基準の方である。容易に想像がつくように、社会的企業の数、どんな組織を社会的企業と見なすのかによって大きく変わるからである。

ちなみに同調査では、「営利法人(株式会社・有限会社等)のうち、中小企業基本法上の中小企業」「財団法人」「社団法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」の中で、以下の7つの条件を満たす組織を社会的企業と定義する、とされている。

- ① 「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ② 事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③ 利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する
- ④ 利潤のうち出資者・株主に配当される割合が50%以下である
- ⑤ 事業収益の合計は収益全体の50%以上である
- ⑥ 事業収益のうち公的保険(医療・介護等)からの収益は50%以下である
- ⑦ 事業収益(補助金・会費・寄付以外の収益)のうち行政からの委託事業収益は50%以下である

本稿が社会的企業という分析視角を採用する意図も、こういった性質と関係している。

例えば、株式会社おひさま進歩エネルギー(長野県)や株式会社市民風力発電(北海道)、株式会社自然エネルギー市民ファンド(東京都)といった組織を考えてみよう。彼らは文字通り株式会社ではあるが、かといって一般的な営利企業のカテゴリーに括ってしまうのは、あまり妥当ではない。確かに、発電事業や各種コンサルティング事業自体は、れっきとしたビジネスである。だが彼らにとって、それ自体は組織の“目的”ではなく、地球温暖化の防止や地域社会の活性化といった

社会的目標追求のための“手段”なのだと思う。これは、ビジネスという手法によって社会的課題にアプローチする、という社会的企業像と大いに共鳴するものであろう。

それに、次の点も考慮すべきである。先ほど挙げた諸組織は、株式会社である以上、例えば「利益の非分配(non-profit distributing)」を旨とする NPO とは明確に区別される。しかしだからといって、株式会社の一般的な行動原理である「株主価値最大化」の文脈で、彼らの組織経営や事業を説明することはできないのではなかろうか。こうした点にもまた、社会的企業と相似の関係性を読み込むことが可能である。

あるいは他にも、本稿が社会的企業論を参照する理由が存在する。地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手として、既存研究がしばしば注目してきた主体の1つに、ドイツやデンマークを中心に広く展開する再エネ協同組合(renewable energy cooperatives)がある³⁾。ところで社会的企業論のルーツの1つは、後述するように、実は協同組合研究なのである。したがって、社会的企業論を参照することは、既存研究における再エネ協同組合論のブラッシュアップにつながる有益な知見を提供してくれるだろう。

3 関連先行研究に見る研究状況と本稿の特色

関連先行研究やその到達点に照らした場合、本稿の特色は以下2点に見いだすことができる。

第1に、既存の再エネ研究において、これまでほとんど参照されてこなかった社会的企業論の知見を活用するという点である。

例えば国外に目を向けると、本稿に近い問題関心を有する研究領域として、例えば *Energy Policy* 誌などで時折議論されてきたコミュニティ・エネルギー論が挙げられる(Seyfang et al [2013], Rogers et al [2012], Walker [2008], Walker and Devine-Wright [2008], Walker et al [2007])。他方で国内の研究状況としては、再エネ協同組合論(小磯 [2015], 石田・寺林 [2013], 石田 [2013], 寺西他編 [2013], 諸富 [2013b]), あるいは環境社会学を中心とした研究蓄積(西城戸 [2015], 丸山他 [2015], 西城戸 [2014], 丸山 [2014], Maruyama et al [2007])などが、本稿のテーマと直接関わりを有する⁴⁾。しかし、日本の状況を念頭に置いた考察、そして分析枠組みの彫琢といった面で、これらの既存研究は展開の余地を残している。それに対して本稿は、社会的企業論の知見を本格的に導入し、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手に関する議論のさらなる拡張を図る。

第2に、実は社会的企業論の側でも、再エネ(あるいは広くエネルギー・環境問題)に関する議論はほとんど参照されてこなかったのだが、本稿はささやかながらその現状に一石を投じる。

例えば国外の状況であるが、後述するように、社会的企業論はアメリカとヨーロッパを中心に相当の議論の蓄積がある。しかしその多く(特にヨーロッパ)が、失業・貧困・障がい等に起因する社会的排除(social exclusion)の問題を主に想定してきた⁵⁾。確かにここ数年、ドイツを中心にエネルギー協同組合の設立が着実に進んでおり、他のさまざまな活動分野と比べて一際活性化している(表1)⁶⁾。そして、研究の側もそうした動きを受け止めつつあるのだが(Beggio and Kusch [2015], Tarhan [2015], Huybrecht and Martens [2014], Weismeier-Sammer and Reiner [2011], Schreuer and Weismeier-Sammer [2010]), 社会的企業論からの考察は van der Horst [2008] などごく少数にとどまる⁷⁾。

次に国内の状況だが、日本の社会的企業論にはいくつかの系譜がある。単純化との誹りを恐れず

にあえて大別し、その代表的なものを挙げるならば、アメリカ系のCSR論（ソーシャルイノベーション論）に基礎を置くもの（e.g. 谷本 [2006]）、ヨーロッパ系の社会的経済論（非営利・協同セクター論）に基礎を置くもの（e.g. 藤井他 [2013]、原田他 [2010]）、そしてアメリカとヨーロッパの双方を視野に入れつつ、主としてNPO論（非営利組織論）に基礎を置くもの（e.g. 塚本 [2011]、Laratta et al [2011]、塚本・山岸 [2008]、原田・塚本 [2006]）などが相当する。しかしそのいずれもが、再エネの問題を正面から主題化するには至っていない。

以上の2点が、本稿の特色である。つまり要約すれば、これまで相互に参照されることが稀だった「再エネ研究」と「社会的企業論」とを架橋し、そこから新たな学術的・実践的知見を生み出そうというのが、本稿のねらいである。

最後に本稿の構成を示す。まずⅡでは導入として、社会的企業論のエッセンスについて概説を行う。そしてⅢでは、地域分散型・地域主導型のエネルギーシステムとその担い手をめぐる諸問題について、社会的企業論の知見を用いて考察を加え、最終Ⅳをもって本稿のまとめとする。

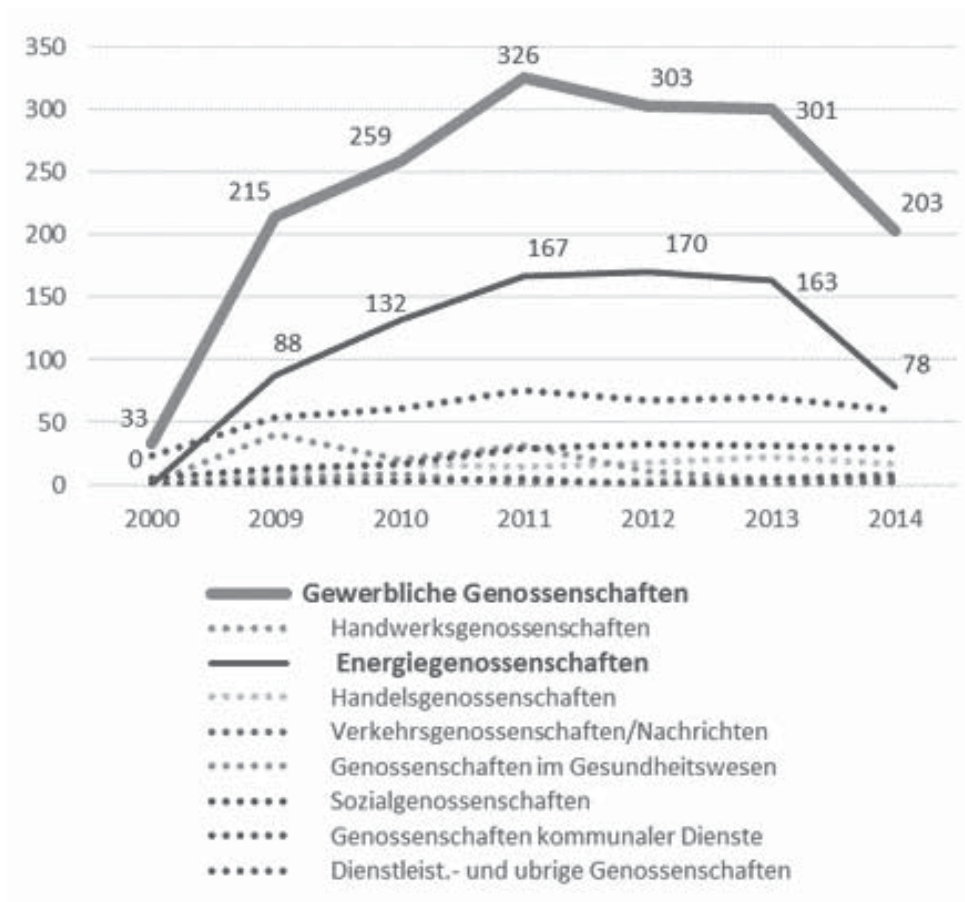


表1 ドイツにおける商工業協同組合とエネルギー協同組合の設立数

出典：Deutscher Genossenschafts-Verlag [2011-2015] より筆者作成

Ⅱ 社会的企業論について

1 社会的企業概念の基礎

社会的企業論は、経営学・組織論、経済学、社会学、法学、公共政策学などから構成された学際研究領域であり、アメリカとヨーロッパが世界の2大研究拠点となっている。近年は両者の邂逅が進み、違いも相対化してきてはいるものの、それぞれが独自の学術的潮流を形成してきたことで知られている。その中身の詳しい紹介は、社会的企業論の各種概説書に委ねることとし⁸⁾、ここでは本稿の趣旨にとって必要な視点に限定して、社会的企業論の内容を整理・提示するものとする。

ところで、改めて「社会的企業」とは何だろうか？⁹⁾ その5文字を見てたちまち分かるのは、それが「企業 (enterprise)」だということである。その謂いは、主要な活動が財やサービスの生産なのであって、例えばNPOのようにアドボカシーを行ったり、助成財団のように資金配分をしたりすることではない、というものである (Defourny and Nyssens [2009])。その意味において、社会的企業はまず何よりも経済主体なのである。

そこで次に問題となるのは、「企業」の前に置かれた「社会的 (social)」という言葉の、その具体的な中身である。ここでは主に Kerlin [2009] に依拠しつつ、下記5点を挙げておきたい。注目すべきは、組織のアウトプットやアウトカムに加えて、組織のガバナンスに関わる側面も含む、ということである。

① 社会的な目標 (使命)

社会問題の解決やコミュニティの集合的利益の実現を目指している

② 社会的な財・サービス

通常企業にとってあまり一般的ではない財・サービスを市場に供給している

③ 社会的な意思決定

地域の団体やコミュニティが意思決定力を保持している

④ 社会的な利益配分

組織の利益は主として①のために用いられる (アセット・ロックの適用)

⑤ 社会的な事業選択

供給する財・サービスが、あらゆる人々に広く行きわたるようにする

以上をふまえ、本稿では Defourny and Nyssens [2014] の整理にならい、経済的次元・社会的次元・ガバナンスの次元という3つの側面から社会的企業概念をとらえるものとする (表2)¹⁰⁾。

2 社会的企業における多元的目標・多元的資源・多元的ステークホルダー

表2を眺めると、社会的企業は営利企業、NPO、協同組合などの顔を併せ持った存在であることが見てとれる。事実、社会的企業はこれら諸組織のハイブリッド (hybrid) 的存在である、と社会的企業論者たちは定式化してきた。その点をさらに詳しく見るために、社会的企業をめぐる3つの多元性について確認しておく。

表2 社会的企業とその経済的次元・社会的次元・ガバナンス的次元

Dimensions	Criteria
1. the economic dimensions	1-1. A continuous activity producing goods and/or selling services
	1-2. A significant level of economic risk
	1-3. A minimum amount of paid work
2. the social dimensions	2-1. An explicit aim to benefit the community
	2-2. An initiative launched by a group of citizens or civil society organizations
	2-3. A limited profit distribution
3. the governance dimensions	3-1. A high degree of autonomy
	3-2. A decision-making power not based on capital ownership
	3-3. A participatory nature, which involves various parties affected by the activity

出典：Defourny and Nyssens (2014) をもとに筆者作成

(1) 多目的目標 (multiple goals)

既述の通り、社会的企業は社会的目標の実現を目指して活動する。しかし企業である以上、経済的目標と全く無関係ではいられない。改めて述べるまでもないが、経済的な採算性を確保できなければ、そもそも社会的目標の実現を果たすこと自体が叶わないからである。つまり社会的企業は、営利企業のように経済的目標だけを追求するのでも、かといって例えばNPOのように社会的目標だけを使命として掲げるのでもなく、「社会的目標と経済的目標の両立 (バランス)」を目指すのである。このように、組織としての目標が多目的であるという点に、社会的企業のハイブリッドな性質の一端が表れている。

ちなみに社会的目標については、次の点も重要である。社会的企業は、伝統的な協同組合が志向してきた「共益 (mutual benefits)」だけでなく、NPO が追求すると想定されている「公益 (public benefits)」についても実現を目指すケースが少なくない。その意味で、社会的企業は協同組合とNPO のハイブリッド的存在でもある。

(2) 多目的資源 (multiple resources)

社会的企業は、一般的な営利企業と同様、事業収入の存在をその不可欠の要素としている。しかし同時に、NPO のように寄付金やボランティアのようなインプットが存在するのも、社会的企業を社会的企業たらしめている大きな特質である。つまり、政府からの公的資金も含め、多様な収入源を持つのが社会的企業の大きな特徴なのであって、社会的企業は資源動員のあり方もハイブリッドな性質を帯びている¹¹⁾。ちなみに社会的企業論では、K. ボランニーの有名な市場交換・再分配・互酬という概念を援用して、資源動員手法が類型化されることもある (藤井他 [2013])。

(3) 多目的ステークホルダー (multiple stakeholders)

社会的企業は、組織の内外に受益者、労働者、ボランティア、寄付者、地元住民、一般市民と

いった多元的なステークホルダー (stakeholder) を抱えている。それらが組織運営に直接参加したり、あるいは (参加とまではいなくても) 組織の意思決定に強い影響を与えたりするマルチ・ステークホルダー・ガバナンスが、社会的企業のガバナンスを特徴づけている (藤井他 [2013], Campi et al [2006], Bacchiega and Borzaga [2001])¹²⁾。

しかしだからといって、社会的企業のガバナンスは、シェアホルダー (shareholder) と全く無関係というわけではない。もし仮にそれが株式会社の形態をとるのであれば、「社会的目標と経済的目標の両立」の範囲内で、株主への受託責任 (stewardship) の遂行がそれなりに求められるからである。こうした意味において、社会的企業はガバナンス形態の面でもそのハイブリッド性を表すことになる。

3 多元的目標・多元的資源・多元的ステークホルダーと社会関係資本

ここでもう1つ重要な点は、「多元的目標」「多元的資源」「多元的ステークホルダー」という3つの多元性が相互に関連しているということである (藤井他 [2013], Huybrechts [2013], Hulgård and Spear [2006], Campi et al [2006], Defourny and Nyssens [2006], Evers [2001])。そして社会的企業論では、その関連構造を理解するためのキーワードとして、社会関係資本 (social capital) が注目されてきた。それを最後に確認し、本節の締めくくりとしたい (図1も参照)。

① 多元的目標と多元的資源の関連性

すでに述べたように、社会的企業はコミュニティの集合的利益を追求するわけだが、それは別の言い方をすれば、社会関係資本の増進を目標の一部に含むということである。しかし他方で、社会的企業にとって社会関係資本は、例えば寄付金やボランティアを考えてみれば分かるように、事業推進や目標達成のための資源という側面も有している。多元的目標と多元的資源のつながりは、まずこの点に見いだすことが可能である。

あるいは、両者のつながりは次のように把握することもできる。社会的企業は、社会的目標を掲げる限り、例えば受益者が対価を支払う能力や意思がないケース、あるいは公共財のように受益者から対価を得られないケースであっても、時として事業活動を行う必要がある (中島 [2011])。つまり社会的企業にとって、財やサービスの生産費用をその対価だけで賄うことは一般的な事象ではないのであり、そこで社会関係資本を含むさまざまな資源へアプローチを試みる、というわけである¹³⁾。

② 多元的目標と多元的ステークホルダーの関連性

社会的企業の経営責任を負う運営体 (governing body) のメンバーは、地域内外のさまざまな主体から構成されることがある。このことは、マルチ・ステークホルダー・ガバナンスの具現化であると同時に、社会的企業が掲げる目標の多元性も反映している。というのも、社会的企業が掲げる目標は、仮に創設者やリーダー個人のビジョンに由来していたとしても、さまざまな利益を代表した多様なステークホルダーが参加した民主的な意思決定プロセスを基盤としているケースが少なくないからである (Spear et al [2014], 藤井他 [2013])。

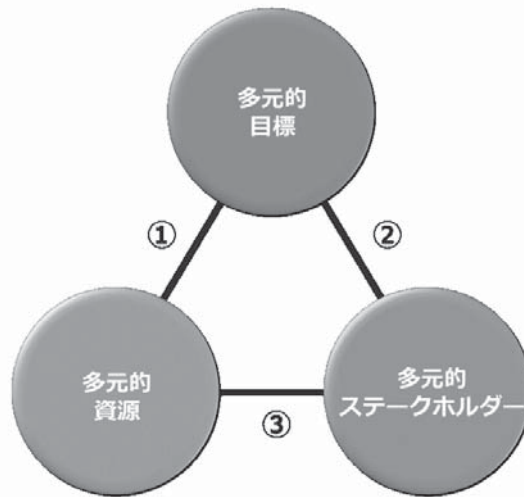


図1 多目的目標・多目的資源・多目的ステークホルダーの相互関係
出典：藤井他 [2013] 図3-1などを参考に筆者作成

③ 多目的資源と多目的ステークホルダーの関連性

社会的企業がしばしばマルチ・ステークホルダー・ガバナンスの形態をとるのは、資源動員面での合理性からも説明できる。社会的企業にとって重要な資源の1つである社会関係資本は、多様なステークホルダーを巻き込むことではじめて動員可能性が高まるからである。

Ⅲ 考察

1 地域分散型・地域主導型エネルギーシステムと社会的企業

ここまでの議論の中ですでに明らかになりつつあるが、社会的企業という主体、そしてその事業やガバナンスのあり方は、コミュニティ・エネルギー論や再エネ協同組合論が描いてきた組織主体像と大きく重なりあっている。そしてそのことは、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムと社会的企業の親和性を示唆するものとなっている。

実際、若干の先行研究からも、その親和性を窺い知ることができる。例えば、社会的企業と再エネ関連事業の関係を最も早く本格的に論じた van der Horst [2008] は、社会的企業の多くが社会的・環境的価値を奉じていること、国の支援や未活用自然資源が存在していること、社会的技術的イノベーションの余地があることなどをもって、社会的企業にとって再エネは有望な事業分野だと結論づけている。また Huybrechts and Mertens [2014] は、伝統的な協同組合と比べた場合の再エネ協同組合の特徴として、多目的なステークホルダーを巻き込んだり公益を志向したりする点を挙げている。これは、まさに社会的企業論の指摘と一致する。以上の点から、社会的企業という主体は、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手としての役割を十分発揮しうるとさしずめ結論付けてもよいであろう。

だが、その潜在力が実際に発揮できているかどうかは、もちろん別問題である。例えば、日本の

メガソーラー事業において、地元NPOや地元住民出資、地元協同組合による事業がごくわずかであること、そしてその大半が地方自治体の関与する事業であることが、すでに解明されている（石倉・山下 [2015]，藤井・山下 [2015]，山下 [2014]）。もちろんこれらの調査は、数ある再エネ関連事業のうち発電事業のみを対象としたものである。しかし、ここから推察されるのは、日本の地域分散型・地域主導型エネルギー分野における社会的企業のプレゼンスはかなり小さい、ということである。

したがって、本稿の趣旨に鑑みた場合、問われるべきは「いかなる社会的・制度的基盤が整えば、社会的企業は活性化し、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの形成に寄与できるのか」という点であろう。これは言い換えれば、社会的企業やその活動をめぐる駆動因(drivers)は何か、ということである。そこで以下では、「法人格」「資源動員戦略」「マルチ・ステークホルダー・ガバナンス」という3つの視点から考察を試みていく。

2 地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手とその法人格

日本の再エネ関連の既存研究が扱ってきたテーマの1つに、法人格の問題がある。例えば寺林暁良は、再エネ事業において選択可能な法人類型として、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・企業組合・農業協同組合（専門農協）・一般社団法人・NPO法人・認可地縁団体を挙げている（寺林 [2014]）¹⁴⁾。そして、「出資者の有限責任性」「出資配当のための利便性」「法人としての信用（借入れのしやすさ）」「設立の容易さやコスト」など、主にファイナンス上の論点を勘案しながら、時々の状況に適合的な事業組織を選択していく必要がある、と結論づけている（寺林 [2013]）。

しかし日本には、こうした要件をすべて常に満たすような法人類型が存在せず、そのことが再エネの普及・拡大にとって1つのボトルネックとなっているとされてきた。そんな中、有力な選択肢とされてきたのが、協同組合である。協同組合であればファイナンス上の論点の多くは一応クリアできるし、しかも例えば株式会社と違って、出資金の多寡と議決権とが切り離されており、1人1票による民主的なガバナンスも期待できるからである。

だが日本の協同組合は、例えば「農協は農林水産省所管の農業協同組合法」「生協は厚生労働省所管の消費生活協同組合法」というように、法人格・法律・所管官庁がワンセットで分野ごとの縦割り構造に組み込まれている他、設立に際しては所管官庁の認可を必要とする。それに対してドイツでは、一般的な協同組合法（Genossenschaftsgesetz）のみが存在し、しかも設立が認証方式に基づいている。そのため、協同組合の活動内容や設立の自由度が高く、しかもそのことが再エネ事業を地域主導型へ誘導するのに寄与している（丸山 [2014]）。ちなみに石田・寺林 [2013] は、日本がとりうる政策的選択肢として、①ドイツのように一般的な協同組合法を制定する ②エネルギー協同組合法を制定し、「エネルギー協同組合」という新たなカテゴリーを設ける ③分野ごとの既存の協同組合法を改正し、それらの協同組合がエネルギー事業をできるようにする を挙げている。

以上、再エネ関連研究における法人格の議論を駆け足で要約してきたが、実は社会的企業論の側でも、法人格の問題はホット・トピックの1つとして論じられてきた（e.g. Cooney [2012]）。諸組織のハイブリッド的存在である社会的企業にとって、既存の法人格はいずれも一長一短があり、そこから社会的企業に相応しい法人格とはどのようなものか、という議論が巻き起こったのである。

ちなみに海外では、例えばイギリスではCIC（Community Interest Organization）、アメリカで

はL3C (Low-profit Limited Liability Company) やB-corporation, Flexible Purpose Corporationといった法人格が創設され、新たな市民出資を掘り起こす梃子 (leverage) となっていくことが期待されている¹⁵⁾。それに対して日本は、社会的企業の認知度がそれほど高くないこともあって、社会的企業を想定した法人格はいまだに存在しない (Laratta et al [2011], Sakurai and Hashimoto [2009])¹⁶⁾。

以上をふまえた場合、本稿の政策的・実践的含意はさしあたり次のようにまとめることができる。石田・寺林 [2013] が提示した選択肢は、いずれも協同組合論の枠内にとどまっていたのに対し、本稿は「イギリスやアメリカのような社会的企業向け法人格を新たに創設する」という新たな選択肢を加えることができる、というのがそれである。

3 地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手とその資源動員戦略

再エネ関連の既存研究では、再エネ普及・拡大の駆動因として、ファイナンスの要素とりわけ「地域住民・一般市民からの出資」と「地域金融機関からの融資」が重視されていた。それに対して本稿では、社会的企業論の枠組みを念頭に置きつつ、「資源動員戦略」という視点を提供してみたい。ここでは、(1) 地域住民・一般市民からの出資をより呼び込むにはどうすればよいか、(2) 社会関係資本の動員はどうすれば進むのか という2つのテーマを取り挙げる。

(1) 地域住民・一般市民からの出資

再エネ事業への出資インセンティブは、例えば「投資を通じて経済資産を増やしたい」「地球温暖化防止に貢献したい」「自分が住む地域を活性化したい」「地方で頑張る再エネ事業者を応援したい」「エネルギーシフトを進めたい」など、実にさまざまである。それは出資者ごとに異なるし、あるいは1人の出資者の中に複数が共存しているケースもある。再エネ事業が広範な人々の協力を得るには、そういった多彩な経済的・環境的・社会的モチベーションを可能な限り広く受け止める必要があるということが、日本の市民風力発電を事例とした研究からすでに明らかになっている (西城戸 [2008], Maruyama et al [2007])。

この点をめぐって、社会的企業論の観点から付け加えることがあるとすれば、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手組織が多目的目標を掲げて追求することの重要性であろう。それがあってはじめて、ステークホルダーの多彩なモチベーションの受け皿となることが可能になるからである。

そして本稿は、そこにさらにアカウンタビリティ (説明責任) の必要性も付け加えておきたい。単に多種多様なステークホルダーが組織の意思決定に参加しているというだけでは、マルチ・ステークホルダー・ガバナンスとしては不十分である。逆に、組織の側からステークホルダーに対して、期待されている責務を果たせるのか (あるいは果たせたのか) を能動的に分かりやすく説明することを怠るならば、本当の意味でステークホルダーから信任を得たことにはならない。そしてそれは、地域住民・一般市民からの出資だけでなく、寄付金やボランティアなどの資源動員にも結び付くと期待される。

(2) 社会関係資本の動員

日本の再エネ関連の既存研究において、社会関係資本との関連でしばしば分析対象となってきた

のが、飯田市（長野県）の公民館活動である（諸富 [2014] [2013a] , 八木 [2014]）。そこにあった問題意識は、煎じ詰めれば、「飯田市が再エネの先進地域となれたのはなぜか」というものであった。その要因の1つとして公民館活動の盛んさが着目され、公民館活動が「社会関係資本への投資」や「住民自治の涵養」と読み替えられるとともに、それがさらにエネルギー自治の基盤づくりへとつながっていく、というストーリーが描かれるに至った。

そして、本稿もまた社会関係資本に注目し、そこに地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手組織の資源動員戦略の1つの可能性を見いだしたのであった。その結果、本稿は既存の議論に対して、次のような新たな論点を付加することができたと思われる。

第1に、社会的企業という主体やその活動の活性化を図ることも、社会関係資本の投資に寄与するという点。第2に、社会関係資本への投資は、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手組織の資源動員可能性を高めるという意義も有していること。第3に、社会関係資本を地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手組織がきちんと活用するには、その組織が地域のさまざまなステークホルダーを巻き込む、つまりマルチ・ステークホルダー・ガバナンスを採用する必要があること、である。

4 地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手とマルチ・ステークホルダー・ガバナンス

地域住民・一般市民からの出資にせよ、あるいは社会関係資本の動員にせよ、マルチ・ステークホルダー・ガバナンスが資源動員戦略の1つの鍵を握っていることが見てとれた。したがって次に問われるべきは、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手組織においてマルチ・ステークホルダー・ガバナンスが広まるにはどうすればよいのか、という点である。

考えられる1つの方法は、法人格制度の運用プロセス（法人設立時の認証・認可手続きや設立後の各種チェック手続き）を通じて、マルチ・ステークホルダー・ガバナンスの実践を何らかの形でその組織に課してしまう、というものである。しかしこれは、経営の自由度をいわずに奪う恐れがあるなど、まず何よりも政策的な実効性自体が疑わしいし、阪神・淡路大震災やNPO法（特定非営利活動促進法）以降積み重ねられてきた、市民公益活動をめぐる制度改革の流れにも逆行する¹⁷⁾。

したがって、有力な選択肢としては、間接的にマルチ・ステークホルダー・ガバナンスを促す方法が考えられよう。そこで参考になるのは、例えば飯田市の「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」や「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の取り組みである。同市では、再エネ事業に対して支援を行うにあたって、「事業の公益性」や「担い手の公共性」の確保をその条件の1つとしている。このような仕組みを整備することは、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムへの移行に資するものと思われる。

IV 残された課題：まとめにかえて

地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手やその特質を、社会的企業論の観点から明らかに検討する、というのが本稿の主たるねらいであった。しかし同時に、検討すべき課題が数多く残されているのも事実である。最後にそのうちのいくつかに言及し、本稿の結語にかえたい。

(1) 再エネ発電事業者と社会的企業論

地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手のうち、FIT制度を前提とした再エネ発電事業者については、社会的企業論の枠組みを適用する際にいくつか留意すべき点がある。これは主として、社会的企業論がこれまで想定してきた事業分野（社会的排除）と、本稿が分析対象とした事業分野（エネルギー・環境問題）との違いに原因が求められる。具体的には、例えば次の2点である。

第1に、直面する市場環境の違いである。再エネ発電事業者は、作った電気が原則的には無条件で買い取られる、言い換えれば発電量がそのまま事業収益に直結するという意味で、市場競争にともなう経済的リスクが存在しない（水上 [2013]）。もちろん再エネ発電事業者といえども、諸々の事業リスクや経営リスクと無縁ではない。しかし、生産した財・サービスは必ず販売でき、それがそのまま収益として返ってくるという市場環境は、一般的な社会的企業が直面するそれとは全く異質のものである。したがって、再エネ発電事業者に社会的企業論の分析枠組みを適用するには、この点をふまえた独自の検討が併せて必要になるが、それは今後の課題である。

第2に、費用構造の違いである。一般的な社会的企業は、基本的には労働集約的な事業形態が主流となるのに対して、再エネ発電事業者は資本集約的となるケースが多いと考えられる。つまり、再エネ発電事業では、どちらかという、人件費よりも資本費にファイナンスの要諦が存在する。再エネ関連研究において（地域）金融機関の役割がしばしば強調されているのに対して、社会的企業論でそうした議論があまり登場しないのは、それが原因の1つだと思われる。こうした特有の事情についても、今後考察を深める必要があろう。

(2) 「社会的企業セクター」は存在するか？

社会的企業論の中には、社会的企業をあたかも1つの実体をもった「社会的企業セクター」と見なし、それを政府・企業・NPOに次ぐ「第4のセクター」と位置付けようとする論者もいる（e.g. Sabeti [2011]）。本稿はそうした立場に与しないのだが、それは以下述べる理由に基づいている。

例えばマルチ・ステークホルダー・ガバナンスは、CSR論やコーポレート・ガバナンス論の文献を紐解くまでもなく、一般的な営利企業の世界でも問われているテーマなのであって、何も社会的企業の専売特許ではない。A. バーリー＝G. ミーンズの『近代株式会社と私有財産（*The Modern Corporation and Private Property*）』[1932]による問題提起以降、ますます進行した「所有と経営の分離」や「経営者支配」に対して、株主による統制を重んじるシェアホルダー型ガバナンス論が支配的な見解として打ち出されてきたのは、周知の通りである。しかしそれと並行して、もう1つの有力な理論的潮流であるステークホルダー型ガバナンス論が、経営戦略論の分野を中心に展開されてきたこともまた、周知の事実であろう¹⁸⁾。それに、社会的責任の国際規格であるISO26000が、ステークホルダー・エンゲージメント(stakeholder engagement)の重要性を強調していることも、よく知られている。もしこれらだけに着目するならば、「一般的な営利企業」と「社会的企業」の区別は、実はそれほど自明なものではないとの結論に至るであろう。

そして、そのような区別の曖昧さは、実は「NPO」と「社会的企業」の場合も同様なのである。これまでNPO論は、多種多様な組織からなるNPOに共通する特徴を、主に「営利のためではない(not for profit)」という点に見出してきた。だからこそ“NPO”なる名称が誕生・定着したわけだが、その一方で「では何のためか(then, for what?)」という問いについては、意外なことに

決定的な答えを欠くという状態が続いていた。しかしその後は定式化が徐々に試みられており、例えば Salamon et al [2000] は① The Service Role ② The Innovation Role ③ The Advocacy Role ④ The Expressive and Leadership Development Role ⑤ The Community Building and Democratization Role を挙げている。これらの諸項目にもまた、NPO と社会的企業の強い連続性を読み取ることができる。

つまり、社会的企業が通常の企業や NPO と明確に区別される独自のセクターを構成すると考えるのは疑いの余地があるということ、そしてそれは、社会的企業が諸組織の特質を併せ持ったハイブリッド的存在だという点と表裏一体の関係にあるということ、の2点が重要である。

では、本稿が社会的企業に焦点を当てたのは、改めてどのような意義を持つのだろうか。それを示すには、図2を参照するのが有用である。

社会的企業というのは、特定のセクターに属するもの、もしくはセクターそのものではなく、セクター間の新しいダイナミズムや展開可能性を具現化した存在なのだ、というのが図2の主要なメッセージである。確かに、企業や NPO に比べ、社会的企業という主体は、一般的には“特殊”で“珍奇”な存在に思われているかもしれない。だが図2が示唆しているのは、社会的企業というレンズを通じて、各々の主体で今起きつつあること、あるいは今後求められていくことがより一層見えてくる可能性がある、ということである。

しかし「セクター間の新しいダイナミズムや展開可能性」の具体的な解明は、今後の課題として残されたままである。とりわけエネルギー・環境問題という事業分野は、例えばエネルギー技術の進展、エネルギー政策・制度のあり方、国際的なエネルギー動向など、「セクター間の新しいダイナミズムや展開可能性」に対して殊のほか大きな影響を与える要因がいくつも存在し、しかも複雑

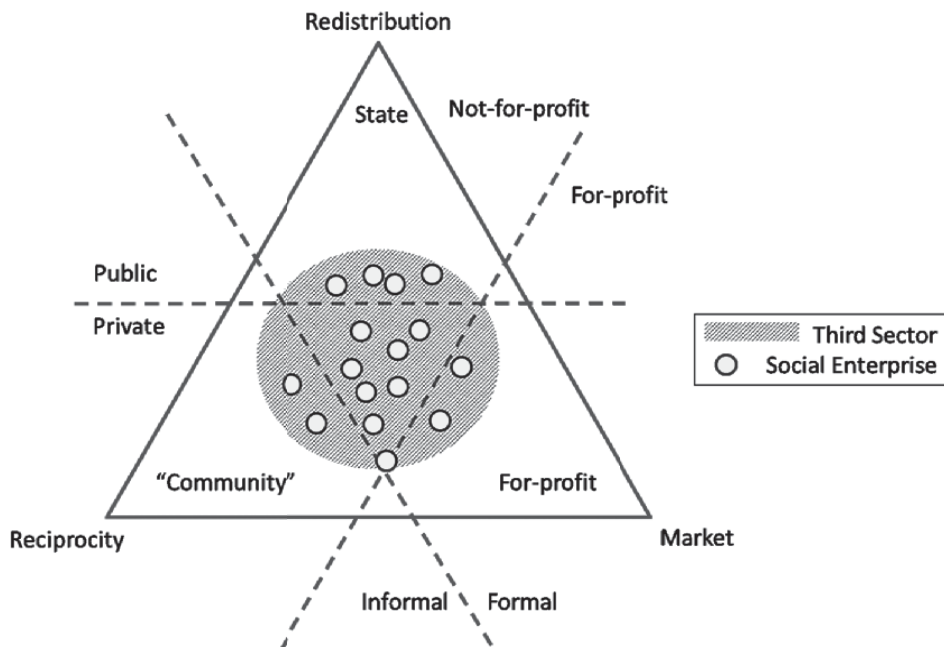


図2 Social Enterprise as a combination of various actors, logics of action and resources
出典：Figure 2.1 in Defoury and Nyssens [2014] , based on Pestoff [2005, 2008]

に絡み合っている。その分析については別稿を期したい。

(3) エネルギー・環境分野における社会的企業の事業領域

地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手としての社会的企業は、具体的にどのような事業領域で活動するのか（しつがあるのか）。その問題を、本稿はほとんど扱ってこなかった。しかしそれが具体化されなければ、本稿の議論の多くは画餅に帰する恐れがある。

たちまち想起されるのは、やはり再エネ発電事業や各種コンサルティング事業といったところであろう。あるいは Tarhan [2015] や van der Horst [2008] など、事業の類型化を試みた先行研究も若干存在する。しかし事業の中身は、技術・市場・社会・制度の動向に応じて、今後劇的に変化していくと予想される。したがって、現時点で事業を1つ1つ具体的に列挙していくことは困難を極めるが、さしあたり次の点だけは強調しておきたい。

ドイツで推進されているエネルギーヴェンデ (energiewende) は、村上敦氏の整理によると、①省エネルギー ②コジェネレーション ③再エネ熱供給 ④再エネ発電 というような政策上の優先順位を持っている¹⁹⁾。日本ではFIT 制度の導入以降、再エネ発電事業が主に脚光を浴びる傾向にあるが、それは最も優先順位が低い政策オプションなのである。今後の事業領域のあり方を考える場合は、この点についても考慮が必要であろう。

謝辞

本研究は、2015年度サントリー文化財団研究助成プロジェクト「再生可能エネルギーによる地域再生の人文社会科学の解明、知見の国際的移転、そして理論と実践の相互作用による人的ネットワーク形成」(研究代表：諸富徹京都大学教授)による支援を受けた。また本稿作成に際しては、諸富先生をはじめ、成元哲先生(中京大学)、山下紀明先生(ISEP)、千葉恒久先生(五反田法律事務所)、石原慶一先生(京都大学)からも貴重な助言をいただくことができた。ここに記して謝意を表する。

注

- 1) 日本の再エネ関連の既存研究では、エネルギーシステムの地域分散性・地域主導性のメルクマールとして、世界風力エネルギー協会(WWEA)による「コミュニティパワー」の要件がしばしば引用される。そしてその中に「地域の利害関係者がプロジェクトの過半数以上を所有する」や「コミュニティに基礎を置く組織が事業の議決権の過半数を所有する」といった条件があるのは、よく知られている。
- 2) ちなみに海外の状況だが、例えばドイツは4万~7万社、イギリスは9,500~7万1000社との推計がある(European Commission [2014])。
- 3) 再エネ協同組合は、ヨーロッパ全体で2015年初頭の段階で2,400以上存在している(REScoop. eu [2015])。そしてドイツとデンマークが、その8割を占めている(Huybrechts and Mertens [2014])。
- 4) 加えて最近では、査[2015]のように、「コミュニティ・ビジネス」をキーワードに据えた再エネ研究も散見されるようになった。しかし、少なくとも学術の世界では、コミュニティ・ビジネスという言葉はあまり使われなくなり、社会的企業に取って代わられつつあることは注意を要する。
- 5) さまざまな種類の社会的企業のうち、とりわけ「労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprise: WISE)」と呼ばれる主体に脚光が当たっているのも、そのことが背景にある。
- 6) ただし表1を見ると、2014年にエネルギー協同組合の設立が大幅に鈍化していることが分かる。その主たる理由は、ドイツ協同組合協会(DGRV)によると、再エネ法(Erneuerbare-Energien-Gesetz: EEG)の改正にあるという(<https://www.dgrv.de/en/services/energycooperatives/annualsurveyenergycooperatives.html>)。

- 7) 社会的企業と環境問題の関わりについては、Vickers [2010] による包括的なサーベイがある。加えて近年は、“Sustainable Entrepreneurship” (Kyrö [2015]), “Energy Entrepreneurship” (Wüstenhagen and Wuebker [2011]), “Eco-WISE (Ecologically oriented Work Integration Social Enterprise)” (Anastasiadis [2013]) といった新しい用語が次々と生まれているが、学術的にはいずれも萌芽期の段階にとどまる。
- 8) ただし、脚注 11 において若干言及する。
- 9) 社会的企業については、その定義はもちろん、例えば「社会的起業家 (social entrepreneur)」や「社会的起業家精神 (social entrepreneurship)」などとの違いも、関心を持たれることがある。紙幅の都合もあって深入りは避けるが、参考までに Huybrechts [2013] の中から下記の一文を引用しておく(イタリック体強調は筆者)。
Social entrepreneurship would be the dynamic process through which specific types of individuals deserving the name of social entrepreneurs create and develop organizations that may be defined as social enterprises in order to experiment processes and/or generate outcomes defined as social innovation.
- 10) ただ、彼ら自身注意を喚起しているのだが、これらの基準自体にそれほど強い規範的な意味が込められているわけではない。活動分野から組織形態に至るまで、非常に多様性に富む社会的企業という存在をできるだけ包括的に把握するための枠組みを構築しよう、というのが彼らの意図である。
- 11) こうした視点は、とりわけヨーロッパ系の社会的企業論に特徴的なものである。これに対してアメリカ系の社会的企業論では、市場収入だけが主に想定されてきた。というのもアメリカの場合、1980年代あたりから急激に進行したNPOの商業化(収益事業の拡大化)現象への関心が、社会的企業論の基本的な出発点の1つだったためである(e.g. Dees, 1998)。そしてアメリカ系では、社会的企業の事業の具体的な中身はあまり問われず、事業は収入確保のための手段という文脈に位置付けられるケースが多い(Defourny and Nyssens [2009])。これは、NPOにおける収益事業のアナロジーに他ならない。
- と同時にアメリカでは、CSR論に代表されるように、企業の側でも社会的側面への注目が高まっていた。このように“NPOの企業化”と“企業のNPO化”とが同時に進む過程で、「両者の境界が揺らぎ始めているのではないか」「そこに社会的企業という主体の登場を位置付けられるのではないか」といった認識が生まれつつあった。アメリカ系社会的企業論の背景にはこうした認識があったのであり、その結果、社会的企業は企業とNPOのハイブリッドと見なされる一方、協同組合が議論の俎上にのぼることはごく稀である。
- なお参考までに、アメリカでは、NPO論においても協同組合を除外するのが一般的である。その最大の理由は、アメリカのNPO論が「利益の非分配」の原則を重視しており、公益よりも共益の実現の方に制度的な主眼がある協同組合は、しばしばその原則を満たさないためである。
- それに対してヨーロッパでは、協同組合もまたサード・セクターを構成する重要な主体だとされ、NPOも含めた「社会的経済 (Social Economy, Économie Sociale)」なる概念が提起された。そしてその後ヨーロッパでも注目された社会的企業は、NPOと協同組合のハイブリッドとして位置づけられるに至った、という経緯がある。
- 12) この点は、伝統的な協同組合と対照的である。そのガバナンスを主導するのは、「組合員」という比較的均質なステークホルダーであることが多いのに対し、社会的企業のガバナンスを担うステークホルダーは、多様性に富むのが一般的である。
- 13) これとよく似た状況は、NPOの世界でも観察される。NPOにおいて、自らが供給する財やサービスの享受者が対価のすべてを払うケース、言いかえれば対価で費用をすべて回収できるというケースは非常に稀である。したがって、財・サービスや活動全般の社会的な意義をいかに地域・社会・政府に発信し、補助金や寄付などの支援を呼び起こしたり、会費収入を増やしたりするか、そしてその組織を経済的にも社会的にも成立させていくかという点が、NPOマネジメントの中心的な課題となってくる(宮永 [2011])。
- 14) かつてであれば、中間法人も候補の1つにあがっていただろう。例えば、北海道グリーンファンドが設立した自然エネルギー市民基金やいしかり市民風力発電は、設立当初は中間法人であった。ちなみに中間法人制度は、2008年の公益法人制度改革を期に廃止されている。
- 15) 紙幅の都合で、海外の法人格に関する詳しい説明は他の文献に譲る。例えば経済産業省 [2015]、内閣府 [2011]、塚本・山岸 [2008]、塚本他 [2007]などを参照のこと。なおL3Cについては、interSector Partners, L3C (iSP) のホームページ (http://www.intersectorl3c.com/l3c_tally.html) で登録状況を確認することができる。

- 16) 他方で、社会的企業という文脈とはやや異なるが、新たな法人格を求める声がいくつか登場しつつある。最近の例では、経済産業省の下に設置された“日本の「稼ぐ力」創出研究会”が「ローカルマネジメント法人」、伊賀市（三重県）・名張市（同）・朝来市（兵庫県）・雲南市（島根県）が共同で「スーパーコミュニティ法人」なる法人格の創設を提案している。
- 17) その主眼は、しばしば「角を矯めて牛を殺す」と評されてきた、主務官庁の指導・監督に依存する組織ガバナンスを、市民が市民をチェックする自律的な組織ガバナンスへと移行することにあった。あるいは、より大局的には、「公益」を「国益」や「官益」から切り分けるねらいがあった。これまでの制度改革の推移や詳細は、例えば岡本編著 [2015]などを参照のこと。
- 18) その理論的支柱の1人である R. E. Freeman [1984] において、ステークホルダーを“ [A] ny group or individual who can affect or is affected by the achievement of the organization’s objectives”と定義するとともに、“Successful [business] strategies are those that integrate the interests of all stakeholders”と述べている。これらは、社会的企業のケースにも十分適用可能であろう。
- 19) 村上敦氏のホームページ (<http://blog.livedoor.jp/murakamiatsushi/archives/51823182.html>)などを参照のこと。

参考文献

- Anastasiadis, M. ed [2013] *ECO-WISE –Social Enterprises as Sustainable Actors. Concepts, Performances, Impacts*, Europäischer Hochschulverlag.
- Beggio, G. and Kusch, S. [2015] Renewable Energy Cooperatives: Main Features and Success Factors in Collectively Implementing Energy Transition, *The 3rd Virtual Multidisciplinary Conference, December, 7. – 11. 2015* (http://www.sigrid-kusch.de/mediapool/55/553823/data/Renewable_energy_cooperat.pdf)
- Bacchiega, A. and Borzaga, C. [2001] Social Enterprises as Incentive Structures: An economic analysis, in Borzaga, C. and Defourny, J., eds, *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, pp. 273–295. (内山哲朗・石塚秀雄・柳澤敏勝訳 [2004]『社会的企業：雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社)
- Campi, S., Defourny, J. and Grégoire, O. [2006] Work Integration Social Enterprises: Are They Multiple-goal and Multiple Stakeholder Organizations?, in Nyssens, M., ed, *Social Enterprise: At the Crossroads of Market, Public Policies and Civil Society*, Routledge, pp. 29–49.
- Cooney, K. [2012] Mission Control: Examining the Institutionalization of New Legal Forms of Social Enterprise in Different Strategic Action Fields, in Gidron, B. and Hasenfeld, Y. eds, *Social Enterprises: An Organizational Perspective*, Palgrave Macmillann, pp. 198–221.
- Dees, J. G. [1998] Enterprising nonprofits, *Harvard Business Review*, 76(1), pp. 54–67.
- Defourny, J. and Nyssens, M. [2014] The EMES Approach of Social Enterprise in a Comparative Perspective, in Defourny, J., Hulgård, L. and Pestoff, V. eds, *Social Enterprise and the Third Sector: Changing European Landscapes in a Comparative Perspective*, Routledge, pp. 42–65.
- Defourny, J. and Nyssens, M. [2009] Social Enterprise: the Shaping of a New Concept in a Comparative Regional Perspective, in Defourny, J., Develtere, P., Fonteneau, B. and Nyssens, M. eds, *The Worldwide Making of the Social Economy: Innovations and Changes*, pp. 265–291.
- Defourny, J. and Nyssens, M. [2006] Defining Social Enterprise, in Nyssens, M., ed. op. cit., pp. 3–26.
- Evers, A. [2001] The Significance of Social Capital in the Multiple Goal and Resource Structure of Social Enterprise, in Borzaga, C. and Defourny, J., eds. op. cit., pp. 296–311.
- Freeman, R. E. [1984] *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Cambridge University Press.
- Hulgård, L. and Spear, R. [2006] Social Entrepreneurship and the Mobilization of Social Capital in European Social Enterprises, in Nyssens, M., ed. op. cit., pp. 85–108.
- Huybrechts, B. [2013] Social Enterprise, Social Innovation and Alternative Economies: Insights from Fair Trade

- and Renewable Energy, in Zademach, H. and Hillebrand, S. eds, *Alternative Economies and Spaces: New Perspectives for a Sustainable Economy*, pp. 113–130.
- Huybrechts, B. and Mertens, S. [2014] The Relevance of the Cooperative Model in the Field of Renewable Energy, *Annals of Public and Cooperative Economics*, 85(2), pp. 193–212.
- Kerlin, J. A. ed [2009] *Social Enterprise: A Global Comparison*, Tufts University Press.
- Kyrö, P. ed [2015] *Handbook of Entrepreneurship and Sustainable Development Research*, Edward Elgar.
- Laratta, R., Nakagawa, S. and Sakurai, M. [2011] Japanese Social Enterprises: Major Contemporary Issues and Key Challenges, *Social Enterprise Journal*, 7(1), pp. 50–68.
- Maruyama, Y., Nishikido, M. and Iida, T. [2007] The Rise of Community Wind Power in Japan, *Energy Policy*, 35(5), pp. 2761–2769.
- Pestoff, V. (2008) Citizens and Co-production of Welfare Services: Childcare in Eight European Countries, in Pestoff, V. and Brandsen, T., eds, *Co-production: The Third Sector and the Delivery of Public Services*, Routledge.
- Pestoff, V. [2005] *Beyond the Market and State: Social Enterprises and Civil Democracy in a Welfare Society*, Ashgate.
- Rogers, J., Simmons, E., Convery, I. and Weatherall, A. [2012] Social Impacts of Community Renewable Energy Projects: Findings from a Woodfuel Case Study, *Energy Policy*, 42, pp. 239–247.
- Sabeti, H. [2011] The For-Benefit Enterprise, *Harvard Business Review*, 89, pp. 98–104.
- Sakurai, M. and Hashimoto, S. [2009] Exploring the Distinctive Feature of Social Enterprise in Japan, *EMES Selected Conference Paper*. (http://www.euricse.eu/sites/default/files/db_uploads/documents/1254841022_n192.pdf)
- Salamon, L. M., Hems, L. C. and Chinnock, K. [2000] The Nonprofit Sector: For What and for Whom?, *Working Papers of the Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project*. (http://ccss.jhu.edu/wp-content/uploads/downloads/2011/09/CNP_WP37_2000.pdf)
- Schreuer, A. and Weismeier-Sammer, D. [2010] Energy Cooperatives and Local Ownership in the Field of Renewable Energy Technologies: A literature Review, *RICC Working Paper*. ([http://epub.wu.ac.at/2897/1/Literature_Overview_energy_cooperatives_final_\(2\).pdf](http://epub.wu.ac.at/2897/1/Literature_Overview_energy_cooperatives_final_(2).pdf))
- Seyfang, G., Park, J. J. and Smith, A. [2013] A Thousand Flowers Blooming? An Examination of Community Energy in the UK, *Energy Policy*, 61, pp. 977–989.
- Spear, R., Cornforth, C. and Aiken, M. [2014] Major perspectives on governance of social enterprise, in Defourny, J., Hulgård, L. and Pestoff, V. eds, op. cit., pp. 133–156.
- Tarhan, M. D. [2015] Renewable Energy Cooperatives: A Review of Demonstrated Impacts and Limitations, *Journal of Entrepreneurial and Organizational Diversity*, 4(1), pp. 104–120.
- van der Horst, D. [2008] Social Enterprise and Renewable Energy: Emerging Initiatives and Communities of Practice, *Social Enterprise Journal*, 4(3), pp. 171–185.
- Vickers, I. [2010] Social Enterprise and the Environment: A Review of the Literature, *TSRC Working Paper*. (<http://www.birmingham.ac.uk/generic/tsrc/documents/tsrc/working-papers/working-paper-22.pdf>)
- Walker, G. [2008] What are the Barriers and Incentives for Community-owned Means of Energy Production and Use?, *Energy Policy*, 36, pp. 4401–4405.
- Walker, G. and Devine-Wright, P. [2008] Community renewable energy: what should it mean?, *Energy Policy*, 36(2), pp. 497–500.
- Walker, G., Hunter, S., Devine-Wright, P., Evans, B. and Fay, H. [2007] Harnessing community energies, *Global Environmental Politics*, 7(2), pp. 64–82.
- Weismeier-Sammer, D. and Reiner, E. [2011] Cooperative Solutions for Renewable Energy Production, *RICC Working Paper*. (http://epub.wu.ac.at/3154/1/Case_Study_v-energie_050711.pdf)

- Wüstenhagen, R., Wuebker, R. eds [2011] *Handbook of Research on Energy Entrepreneurship*, Edward Elgar.
- 石倉研・山下英俊 [2015] 「都道府県単位で見た再生可能エネルギー利用の特徴と課題」『一橋経済学』8(1), pp. 63-98.
- 石田信隆 [2013] 「再生可能エネルギー導入における協同組合の役割」『一橋経済学』7(1), pp. 65-81.
- 石田信隆・寺林暁良 [2013] 「再生可能エネルギーと農山漁村の持続可能な発展：ドイツ調査を踏まえて」『農林金融』66(4), pp. 266-281.
- 植田和弘 [2015] 「再生可能エネルギーと持続可能な地域づくり」『農林金融』68(5), pp. 310-313.
- 岡本仁宏編書 [2015] 『市民社会セクターの可能性：110年ぶりの大改革の成果と課題』関西学院大学出版会
- 小磯明 [2015] 『ドイツのエネルギー協同組合』同時代社
- 査蓄 [2015] 「コミュニティ・ビジネスの視点で捉えた再生可能エネルギー事業」『桃山学院大学経済経営論集』57(2), pp. 133-153.
- 谷本寛治編著 [2006] 『ソーシャル・エンタープライズ：社会的企業の台頭』中央経済社
- 塚本一郎 [2011] 「社会的企業：非営利セクターの新モデル」『計画行政』34(3), pp. 25-30.
- 塚本一郎・柳澤敏勝・山岸秀雄編著 [2007] 『イギリス非営利セクターの挑戦：NPO・政府の戦略的パートナーシップ』ミネルヴァ書房
- 塚本一郎・山岸秀雄編著 [2008] 『ソーシャル・エンタープライズ：社会貢献をビジネスにする』丸善
- 寺西俊一・石田信隆・山下英俊編著 [2013] 『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会
- 寺林暁良 [2014] 「地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり：事業組織の形態に着目した事業スキームの検討」『農林金融』67(10), pp. 635-647.
- 寺林暁良 [2013] 「地域主導の再生可能エネルギー事業と地域金融機関：取組みの特徴と今後の課題」『農林金融』66(10), pp. 684-697.
- 中島智人 [2011] 「社会的企業研究に関する一考察：ビジネス・モデルの視点から」『産業能率大学紀要』31(2), pp. 17-35.
- 西城戸誠 [2015] 「長野県飯田市における市民出資型再生可能エネルギー事業の地域的展開」『人間環境論集』15(2), pp. 15-46.
- 西城戸誠 [2014] 「コミュニティパワーとしての市民出資型再生可能エネルギー事業の成果と課題」『人間環境論集』15(1), pp. 1-67.
- 西城戸誠 [2008] 『抗いの条件：社会運動の文化的アプローチ』人文書院
- 原田勝広・塚本一郎編著 [2006] 『ボーダレス化するCSR：企業とNPOの境界を超えて』同文館出版
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子 [2010] 『NPO再構築への道：パートナーシップを支える仕組み』勁草書房
- 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著 [2013] 『闘う社会的企業：コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房
- 藤井康平・山下英俊 [2015] 「地域における再生可能エネルギー利用の実態と課題」『一橋経済学』8(1), pp. 27-61.
- 丸山康司 [2014] 『再生可能エネルギーの社会化：社会的受容性から問いなおす』有斐閣
- 丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編著 [2015] 『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス：社会を持続していくための実践』ミネルヴァ書房
- 水上貴央 [2013] 「地域主導型再生可能エネルギー事業の重要性とそれを巡る法的論点」『青山法務研究論集』6, pp. 1-34.
- 宮永健太郎 [2011] 『環境ガバナンスとNPO：持続可能な地域社会へのパートナーシップ』昭和堂
- 諸富徹 [2013a] 「「エネルギー自治」による地方自治の涵養：長野県飯田市の事例を踏まえて」『地方自治』786, pp. 2-29.
- 諸富徹 [2013b] 「再生可能エネルギーで地域を再生する：「分散型電力システム」に移行するドイツから何を学べるか」『世界』848, pp. 152-162.
- 諸富徹 [2013c] 「地域再生とエネルギー政策：長野県飯田市の再生可能エネルギー政策が切り開く未来」室田武・小林久・山下輝和・三浦秀一・倉阪秀史・鳥谷幸宏・藤本稜彦・諸富徹『コミュニティ・エネルギー：小水力

発電, 森林バイオマスを中心に』農文協, pp. 263-286.

八木信一 [2014] 「自然エネルギーの普及へ向けた自治システムの構築：長野県飯田市を事例として」『経済学研究』81(4), pp. 351-367.

山下英俊 [2014] 「再生可能エネルギーによる地域の自立をめざして」『環境と公害』43(4), pp. 2-7.

参考資料

Deutscher Genossenschafts-Verlag [2015] *Die Deutschen Genossenschaften 2015* (https://www.dzbank.de/content/dam/dzbank_de/de/library/presselibrary/pdf_dokumente/gen_2015_Ausschnitt.pdf)

Deutscher Genossenschafts-Verlag [2014] *Die Deutschen Genossenschaften 2014* (https://www.dzbank.de/content/dam/dzbank_de/de/library/presselibrary/pdf_dokumente/Auszug_DeutGeno_2014.pdf)

Deutscher Genossenschafts-Verlag [2013] *Die Deutschen Genossenschaften 2013* (https://www.dzbank.de/content/dam/dzbank_de/de/library/presselibrary/pdf_dokumente/Die_deutschen_Genossenschaften_2013_AUSZUG.pdf)

Deutscher Genossenschafts-Verlag [2012] *Die Deutschen Genossenschaften 2012* (https://www.dzbank.de/content/dam/dzbank_de/de/library/presselibrary/pdf_dokumente/1350981483DieDeutschenGenossenschaften2012_AUSZUG.pdf)

Deutscher Genossenschafts-Verlag [2011] *Die Deutschen Genossenschaften 2011* ([http://www.bvr.de/p.nsf/FC883CDA5AE0243AC1257D25004866C8/\\$FILE/DieDeutschenGenossenschaften_Auszug.pdf](http://www.bvr.de/p.nsf/FC883CDA5AE0243AC1257D25004866C8/$FILE/DieDeutschenGenossenschaften_Auszug.pdf))

European Commission [2014] *A map of social enterprises and their eco-systems in Europe: Synthesis Report*. (<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=12987 & langId=en>)

REScoop.eu [2015] *The energy transition to energy democracy –Power to the people, Final results oriented report of the REScoop 20-20-20*. (<https://rescoop.eu/sites/default/files/energy-democracy.pdf>)

経済産業省 [2015] 『海外における社会的企業についての制度等に関する調査報告書』 (http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000135.pdf)

内閣府 [2015] 『我が国における社会的企業の活動規模に関する調査』 (<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/kigyuu-chousa-houkoku.pdf>)

内閣府 [2011] 『社会的企業についての法人制度及び支援のあり方に関する海外現地調査』 (<http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/syakaiteki-kaigai.pdf>)

諸富徹 [2014] 『持続可能な地域発展と住民自治組織』平成25年度全国知事会自主調査研究委託事業調査報告書 (<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/h25%20morotomi.pdf>)